

## 東京都地域防災計画 原子力災害編（令和3年修正） 新旧対照表

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0001	1	1	1			なお、今後、原子力規制委員会において、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域や、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準としての緊急時活動レベルや、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準としての運用上の介入レベルなどの設定も含めて、見直しを進めることとしている。	(削除)
0002	1	1	4			(節名称) 計画の習熟  (本文) <u>(新設)</u>	(節名称) 計画の習熟等  (本文) ○ 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した原子力事故対策を推進する。
0003	1	1	5			※ 原子力災害編（平成24年修正）を受けて、大規模事故編（平成21年修正）と合冊の原子力災害編（平成14年修正）は、原子力災害編（平成14年修正）のみを廃止する。	(削除)
0004	1	2	1			この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。	この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。
0005	1	2	1			○ 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。	○ 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。
0006	1	3	1	1		(節名称) 株式会社東芝 原子力技術研究所  (表内) 事業者名 名 称：株式会社東芝 所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号 原子炉施設等 東芝臨界実験装置(NCA：Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設	(節名称) 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所  (表内) 事業者名 名 称：東芝エネルギーシステムズ株式会社 所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町7番地3号 原子炉施設等 東芝臨界実験装置(NCA：Toshiba Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設
0007	1	3	1	2		(株) 原子力技術研究所	東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
0008	1	3	2	2		核燃料物質によって汚染されたものの保管廃棄施設である。	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの保管廃棄施設である。

東京都地域防災計画 原子力災害編（令和3年修正） 新旧対照表

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0009	1	3	2	3		原子力災害対策重点区域の範囲 東芝臨界実験装置(NCA) 約100m 核燃料使用施設 約50m	原子力災害対策重点区域の範囲 東芝臨界実験装置(NCA) 設定なし 核燃料使用施設 設定なし
0010	2	1	3			○ 都は、本計画の作成、原子力事業所の防災に関する情報の収集及び連絡、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。	○ 都は、本計画の作成、原子力事業所の防災に関する情報の収集、連絡及び周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。
0011	2	1	4	1		○ 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施するとともに、関係周辺区市町村が行う住民等に対する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。 (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (2) 原子力施設の概要に関すること。 (3) 原子力災害とその特性に関すること。 (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。  ○ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。	○ 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施するとともに、関係周辺区市町村が行う住民等に対する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。 (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。 (2) 原子力施設の概要に関すること。 (3) 原子力災害とその特性に関すること。 (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。 (6) 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。  ○ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
0012	2	2	1			(新設)	○ 原子力災害対策指針では、災害応急対策として、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分(資料第1)を決定し予防的防護措置を実行するため、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)(資料第2)を設定し、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築している。
0013	2	2	1			○ 本章は、原災法第10条第1項に基づき原子力事業者から特定事象発生通報(以下「第10条第1項通報」という。)があった場合の対応及び同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。	○ ただし、第1章第1節にて記載のとおり、都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていないため、本章では、原災法第10条第1項に基づき原子力事業者から特定事象発生通報(以下「第10条第1項通報」という。)があった場合の対応及び同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示すものとする。また、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。
0014	2	2	3	1		○ 原子力事業者から都に第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合における情報連絡体制は、大規模事故編第3部第2章第1節情報連絡体制(P106)に定めるところによる。  ○ 第10条第1項通報等の流れは、次のとおりである。	○ 原子力事業者から都に第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合における都の情報連絡体制は、次のとおりとする。
0015	2	2	6	2	1	都知事本局	都政策企画局

東京都地域防災計画 原子力災害編（令和3年修正） 新旧対照表

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0016	2	2	7	1		放射性物質等による影響が生じた際に、モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。	モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。
0017	2	2	7	1		都水道局 ○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 ○ 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保	都水道局 ○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
0018	2	2	7	2		「都中央卸売市場」 ○ 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者等に周知し、市場内での流通・取引を防止する。	「都中央卸売市場」 ○ 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品及び生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者等に周知し、市場内での流通・取引を防止する。
0019	2	2	7	2		「都水道局」 ○ 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。	「都水道局」 ○ 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。
0020	2	3	2	2		放射性物質等による影響が生じた際に、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。	放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
0021	2	3	3	1		放射性物質等による影響が生じた際に、風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。	風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。
0022	2	3	3	1		都産業労働局 ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。 ○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPRする。 ○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。  都港湾局 ○ 貿易相手国等に対して東京港の安全性をPRする。	都産業労働局 ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。 ○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPR ○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。  都港湾局 ○ 貿易相手国等に対して東京港の安全性をPR
0023	2	3	3	2		「都中央卸売市場」 ○ 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者等に周知し、市場内での流通・取引を防止する。	「都中央卸売市場」 ○ 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、及び生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者等に周知し、市場内での流通・取引を防止する。
0024	2	3	3	2		<資料編の取扱いについて> 平成14年修正の東京都地域防災計画（原子力災害編）では、原子力安全委員会がとりまとめた「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」に基づいて、「原子力災害時における屋内退避及び避難等に関する指標」、「原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標」を資料として掲載していたところである。 しかしながら、平成24年10月に、国の原子力規制委員会が決定した「原子力災害対策指針」において、原子力災害時における屋内退避及び避難等に関する指標、飲食物摂取制限に関する指標が削除されたことから、東京都地域防災計画においても、当該指標に係る資料を削除するものとする。 なお、都としては、これらの指標について、早期の策定を国に対して求めていく。	(削除)